（別紙）

原 告 デ ザ イ ン 目 録

1　原告デザイン１
　　平成２６年１月２７日作成

２　原告デザイン２
　　平成２６年１０月２２日作成

３　原告デザイン３
　　平成２６年２月２４日作成

4　原告デザイン４
　　平成２４年７月４日作成

5　原告デザイン５
　　平成２４年７月１８日作成

6　原告デザイン６
　　平成２４年９月２８日作成

7　原告デザイン７
平成２４年８月１７日作成

８　原告デザイン８
　　平成２６年１月１６日作成

９　原告デザイン９
　　平成２４年１１月２３日作成

１０　原告デザイン１０
　　平成２７年９月８日作成

１１　原告デザイン１１
　　平成２７年９月８日作成

１２　原告デザイン１２
　　平成２５年３月４日作成

１３　原告デザイン１３
　　平成２５年１１月２７日作成

１４　原告デザイン１４
　　平成２５年３月２２日作成

１５　原告デザイン１５
　　平成２５年１月２２日作成

１６　原告デザイン１６の１
　　平成２４年１１月１４日作成

１７　原告デザイン１６の２
　　平成２４年１１月１４日作成

１８　原告デザイン１６の３
　　平成２４年１１月１４日作成

１９　原告デザイン１７の１
　　平成２５年３月１８日作成

２０　原告デザイン１７の２
　　平成２５年３月１８日作成

２１　原告デザイン１８
　　平成２４年９月２４日作成

２２　原告デザイン１９
　　平成２４年１０月２９日作成

２３　原告デザイン２０の１
　　平成２４年７月１７日作成

２４　原告デザイン２０の２
　　平成２４年７月１７日作成

２５　原告デザイン２１
　　平成２４年１０月２３日作成

２６　原告デザイン２２
平成２４年７月２４日作成

（別紙）

被 告 デ ザ イ ン 目 録

1　被告デザイン１

2　被告デザイン２

3　被告デザイン３

ザ・北海道
ほっかいどう
納豆
道産大豆ときしすが使用
特製
鮭節ダレ
使用
特製たれ・やくみ・無着色からし付
やくみに鮭節、海苔、ねぎ
40g×2　小粒
賞味期限
14.11.22

4　被告デザイン４

Spa Resort
Hawaiians
FamilyMart
新発売
スパリゾート
ハワイアンズ
総料理長
監修
デミハンバーグ
おむすび
160円
いわき市

5　被告デザイン５

Petit Pâtissier
ビッグシュークリーム
チチヤス牛乳入りクリーム使用
チチヤス
¥150
（税込）
要冷蔵
●10℃以下で保存してください。
●生ものですので、お早めにお召し上がりください。

6　被告デザイン６

7　被告デザイン７

ヤマザキ
DOUGHNUT
カリントドーナツ
練乳風味
3本入
7 ¥105
消費期限13.5.28
製造所固有記号YM1

8　被告デザイン８

チャック付き
ここからお切り下さい。
開封後は必ずチャックを閉じて保管してください。
石山
越後味噌
かりんとう
石山味噌使用
大釜三度揚げ
黒胡麻練り込み

9　被告デザイン９

１０　被告デザイン１０

Natural Cheese
くらしモア
調理例
ホワイトチェダー・レッドチェダー・ゴーダチーズをブレンド
3種のミックスチーズ
賞味期限　（未開封で）
要冷蔵
MIX CHEESE
200g

１１　被告デザイン１１

Natural Cheese
くらしモア
調理例
とろ～りのびる グラタン・ピザ・トーストに ！
モッツァレラチーズ
賞味期限 （未開封で）
MOZZARELLA CHEESE
要冷蔵
100g

１２　被告デザイン１２

１３　被告デザイン１３

nosui
きれいな海で育った
かき
新鮮なかきを
急速冷凍しました。
すっきり淡白で
きれいな味わい。
写真はイメージです。
総重量160g
（内容量130g）

１４　被告デザイン１４

１５　被告デザイン１５

とろける
ミックスチーズ
ナチュラルチーズをブレンド
ピザ チーズトースト グラタン
Mixed Cheese
加熱用
要冷蔵
400g

１６　被告デザイン１６

ヤマザキ
もっち
きなこあげパン
ホイップクリーム
きな粉シュガー
ホイップクリーム
もち
イラストはイメージです。
●商品にあいている穴に
ホイップクリームを注入
すると、はかりやすいです。
静岡県立静岡商業高等学校

１７　被告デザイン１７

１８　被告デザイン１８

１９　被告デザイン１９の１

２０　被告デザイン１９の２

２１　被告デザイン２０

２２　被告デザイン２１の１

２３　被告デザイン２１の２

２４　被告デザイン２２の１

２５　被告デザイン２２の２

（別紙）

原　告　絵　画　目　録

1

2

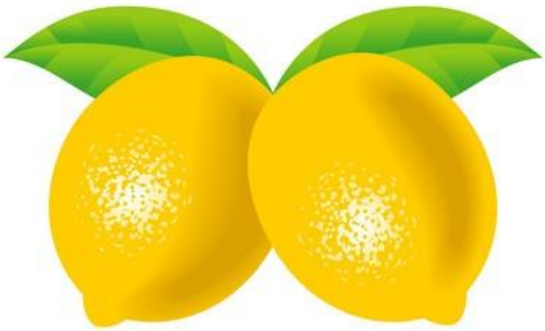

（別表１（著作物性に関する主張））

原告デザイン	原告の主張	被告の主張
1	⑴　①えびのイラスト，②筆文字 ⑵　筆のかすれや強弱，全体のバランス，躍動感，美しさの点で独創性がある上，①えびのイラストは全体をぼかして表現し，色を工夫してえびが強調されないようにしており，②筆文字部分も３行で，赤みがかった色とし，配置をずらすなどした点に創作性がある。	①えびのイラスト及び②筆文字のデザインを被告が原告に対して詳細に指定しており，他のデザインのものと類似している。
2	⑴　①商品イラスト，②商品名デザイン（メロンキャンディー） ⑵　イラストは平面に置き換えた際に格子柄の感覚を統一し，立体感を出すなどしているし，メロン２個を一部重なり合うようにデザインしており，原告のデザインした書体とバランスよく配置されたレイアウトの美しさがボトルのイラストの引き立てる点で創作性がある。	①商品イラストにつき，被告は既製品のボトルデザインを用いることを指示し，その後も具体的に修正の指示をしている上，メロンが描かれたデザインは数多く存在する。②商品名デザインは上記ボトルデザインに依拠したものである上，書体は一般的なフォントを用いたものである。
3	⑴　①鮭イラスト，②同イラスト上の文字（特製鮭節ダレ使用），③筆文字等（「堪能」と読み仮名），④右側金色の縦帯（北海道産大豆使用），⑤納豆の楕円 ⑵　背景の緑の曲線が波の流れを意味し，波に乗って鮭が堪能の文字を引き立て，下部の金箔が水しぶきを思わせる配置である点，①頭を右上に向け，全体的に薄い色で鮭を，②３行で配置を工夫し，鮭イラストに被せるように文字を，③特徴的な筆文字で筆文字「堪能」を，小さめにその読み仮名を，④「北海道産大豆」が目立つように縦帯を，⑤納豆であることが一目で分かるように楕円をデザインした点に創作性がある。	①鮭イラストは実物どおり描かれたものであり，かつ，数多く存在する他のデザインと類似している。②同イラスト上の文字，③筆文字及び④右側の縦帯は，被告作成のデザインを添付してこれを流用する指示をしたものであるし，赤円と白文字を組み合わせた表示は他に数多く存在するデザインと類似している。⑤納豆の楕円については，他に数多く存在するデザインと類似している。

4	⑴　①植物のイラスト，②商品名ロゴ（ロコモコ） ⑵　ふっくら感を加えた美しい①ハイビスカスのイラストを，めしべやおしべをはっきり描くなどして製作し，②商品名ロゴをハイビスカスと同じ色と用いるなどして製作し，おいしそうな，幻想的ハワイアンズをイメージしたデザインになっている点などで創作性がある。	①植物のイラストは，被告が原告に提供したイラストを模倣して作成された上，他に数多く存在するイラストと類似している。②商品名のロゴの書体は，他のデザインのロゴと比較して顕著な特徴はない。
5	⑴　①商品名デザイン（ビッグシュー），②黒地に白色の「チョコ＆ホイップ」，③左右のピンク色の縦帯の曲線と中央上部の縦帯 ⑵　顧客のマーク（チチヤス）をやや大きめにし，背景に帯を入れるなどし，売価部分も「要冷蔵」の文字も商品名を引き立てる役割を果たすようにしており，また，①商品名を斜体として配置を工夫し，②「チョコ＆ホイップ」につき丸みを帯びた形状の黒痔に白色で表現し，③顧客のブランド名をイメージさせるようにしており，原告にしかできない，シンプルな中にも考え抜いたデザインで，創作性がある。	①商品名デザインは一般的なフォントであって顕著な特徴はない。②黒字と白文字の組合せはありふれた表現である。③左右の縦帯の曲線と中央上部の縦帯は，被告が形状や色を顧客の商品を参考に具体的に指示したものであり，かつ，ありふれたものである。
6	⑴　①チーズとスパイスボトルのイラスト，②黒三角形上の商品名ロゴ（スパイシーチーズパン），③中央の立体化された黒い三角形，④左右のオレンジ色の縦帯と英字，⑤中央上部のオレンジ帯 ⑵　スパイスボトルのイラストをチーズのイラストに加えて品名が目立つようにした①イラスト，③逆三角形をワンポイントで使用し，②チーズのとろりとした感じの書体をつくり，④中の商品を邪魔しない形状とし，⑤帯につき①を引き立て，４つの商品をバランスよく見せるようにした点に創作性がある。	①チーズとスパイスボトルのイラストは，実物どおり描かれたものであり，かつ数多く存在する他のデザインと類似している。②黒三角形上の商品名ロゴは，一般的な書体を用いたものであり，かつ，他のデザインのロゴと比較しても顕著な特徴はない。③中央の立体化された黒い三角形は，三角錐を底面に水平に切断したものにすぎず，また，包装の中央部に三角形状を描くデザインはありふれたものである。④左右のオレン

		ジ色の縦帯及び英字につき，前者はありふれたものであり，英字の書体は一般的なフォントを用いたものである。⑤中央上部のオレンジ帯はありふれたものである。
7	⑴　①商品名デザイン（練乳入りカリントドーナツ３本入），②商品イラスト，③右上と左下の白いグラデーションと紺色３本の飾り罫線 ⑵　①黒丸内に薄い色で「練乳入り」とデザインし，「カリントドーナツ」は白色を強調しつつ黒色で縁取りし，「３本入」は丸みを帯びた白枠内に表現し，②色や大きさ，形状，リアル感で個性を発揮するようにイラストを作成し，③「練乳入り」をイメージするよう飾り罫先頭をデザインして，かりんとうという焦げ茶で硬い商品を，練乳が入った乳を感じさせる白をメインカラーとして製作したもので，品名中心で清楚感のあるデザインとし，美しさを追求して配置するなどした点に創作性がある。	①商品名デザインは一般的なフォントを用いたものである。②商品イラストは，被告が原告に具体的に指示したものである上，カリントドーナツの実物を描いたものであり，その本数も商品の本数に合わせただけである。③右上と左下の白いグラデーション及び紺色３本の飾り罫線は，いずれもありふれた表現である。
8	⑴　筆文字（石山味噌使用，越後味噌かりんとう） ⑵　和風で老舗のイメージを施し，味噌の味わいとかりんとうの味わいを色で表現した美しい筆文字を配置してデザインを施し，商品がかりんとうであることが消費者に一目で分かるようにした点に創作性がある。	筆文字は，被告が原告に対して詳細に指示したものである上，他に数多く存在する筆文字のデザインと類似している。
9	⑴　①サラミのイラスト，②キャラクターが乗っているサラミイラスト，③背景のサラミパターン（散らばらせた円形のサラミ風マーク） ⑵　サラミのリアル感を出し，形状や並べ方を工夫した①イラスト，キャラクターが乗った形で表現した②イラスト，サラミの輪切りに様々な形態のものがある中で一つの形状を選択した③パターンを用い，サラミの色を引き立てるような濃いえんじ色を選択した点に創作性がある。	①サラミのイラストは被告が作成したイラストを修正しただけであり，②キャラクターが乗っているサラミイラスト及び③背景のサラミパターンはサラミの実物を描いただけのものであり，いずれもサラミのイラストとしてありふれている。

１０	⑴　①商品名デザイン（３種のミックスチーズ），②黒帯部分に３色で「ホワイトチェダー・レッドチェダー・ゴーダチェダーズをブレンド」と書かれた部分，③下半分半円状の窓と枠に沿った英字，④英字の下のかすれた線（オレンジ色のクレヨンで描いたような線），⑤左上の英字とクレヨンの線（Fresh Cheese） ⑵　①商品名につき白地に黒として，オレンジ色の縁取りを行い，②３種がブレンドされていると一目で分かるように色を変え，③中身のチーズが見えるようにするなどし，クレヨン状の線（④，⑤）とすることで，洋風でチーズのとろけるようなまろやかさを表現したものであり，中央の下部に配置した半円形の英字につき円形のチーズに刻印されているイメージを演出させ，下部の英字に沿ったオレンジ色の線と上部左上のクレヨンで描いたような曲線が１つの大きな円を作り上げてまとまり感を出し，ワンポイントでやや大きめなチーズの写真を入れたことに創作性がある。	①商品名デザインは一般的なフォントを用いたものであり，書体を縁取ることはありふれた表現である。②黒帯部分に３色で「ホワイトチェダー・レッドチェダー・ゴーダチェダーズをブレンド」と書かれた部分は，ありふれた表現である上，一般的なフォントが用いられたものである。③下半分半円状の窓と枠に沿った英字は，他に数多く存在する半円状の窓のデザインと類似し，文字部分は一般的なフォントを用いたものである。④英字の下のかすれた線は，他に数多く存在するデザインに類似している。⑤左上の英字は，一般的なフォントを用いたものである。
１１	⑴　①商品名デザイン（モッツァレラ１００％），②黒帯部分に２食で「とろ～りのびるピザ・トーストに！」と書かれた部分，③下半分半円状の窓と枠に沿った英字，④英字の下のかすれた線（青色のクレヨンで描いたような線），⑤左上の英字とクレヨンの線（Fresh Cheese） ⑵　モッツァレラのチーズは窓から見えるとやや白色がかっているのではないかという予測から白色にも映える水色をメインカラーとし，原告デザイン１０とのシリーズ品と分かるように視覚的に調整を施すなどしつつ，①商品名デザインは白地に黒の文字を青色で縁取りし，②黒帯部分はピザ・トーストの写真の下の黒帯部分に色を変えて文字をデザインし，③半円状の窓等は中身のチーズが見えるようにして	①商品名デザインは被告が原告に送付した従来品のデザインに依拠したものであり，文字は一般的なフォントを用いたものであり，文字を縁取ることはありふれた表現である。②黒帯部分に２色で「とろ～りのびるピザ・トーストに！」と書かれた部分は，他に数多く存在するデザインに類似しており，一般的なフォントを用いたものである。③下半分半円状の窓と枠に沿っ

	商品名を記載するデザインとし，④かすれた線はクレヨンで以外多様な線になるように意識してデザインし，⑤左上の英字等は単に英字を表記するだけでなくクレヨン状の線を描いたものであり，創作性がある。	た英字は，他に数多く存在するデザインに類似しており，一般的なフォントを用いたものである。④英字の下のかすれた線も，他に数多く存在するデザインに類似している。⑤左上の英字は，一般的なフォントを用いたものである上，付随するクレヨン線に創作性が生じる余地はない。
１２	⑴　①エッフェル塔のイラスト，②「サックリ食感＆フルーティー」のデザイン，③商品イラスト，④筆文字（バトンオフリュイ），⑤茶色い英字を入れた横帯 ⑵　フランスをイメージさせてワンポイントイラストを配置し，上品さを演出させ，サクリスタンに似たイメージを持たせており，原告自らが書いた筆文字を使用し，写真を加工し，チョコチップをイラスト化し，全体をイラストにした点などに創作性がある。①エッフェル塔のイラストは描く者によって異なりうるし，②「サックリ食感…」は本商品のアピールポイントであり，スタンプ風のイラストの中に文字を入れて一目で顧客に訴求できるようにし，③商品イラストはリアル感を出してデザインし，④筆文字部分はフランスをイメージした，通常は目にしないような筆文字とし，⑤横帯は下の部分に紙を破ったようなかすれた線を入れており，創作性がある。	①エッフェル塔のイラストは，他に数多く存在するイラストに類似している。②「サックリ食感＆フルーティー」のデザインは，一般的なフォントを用いたものであり，文字を縁取ることはありふれた表現である。③商品のイラストは，被告から原告に送付した類似のデザイン及び対象商品の写真に似せて作成するよう詳細に指示しており，当該写真をフィルター処理して並べただけのものである上，他に数多く存在するねじれたパンのイラストに類似している。④筆文字（バトンオフリュイ）は，従来の書体に比して顕著な特徴はない。⑤黄色い英字を入れた横帯はありふれた表現である。
１３	⑴　①筆文字（冷凍，かき），②「きれいな海で育った」文字部分，③背景の柄（上下の青い色の点柄の	①筆文字は，従来の書体に比して顕著な特徴はない。

	入った横帯及び窓） ⑵　和風で，牡蠣の白色が映える落ち着いた色合いで，上品さと気品のある柔らかな牡蠣をイメージするものであり，牡蠣のなめらかさを表現した曲線をあしらい，白色の半調を入れることで自然と窓から見える柿の色と白ベールがなじむようにし，①筆文字部分は「冷凍」に比べて「かき」を大きめにし，「かき」を濃淡ある金色で縁取りして高級感をイメージさせ，②「きれいな海で育った」という文字を言葉に見合った深海を思わせるグラデーションを配置した中に牡蠣の色である白色で配置し，グラデーションの帯に赤い縁を付け，③背景の柄は海をイメージさせる青に牡蠣の色である白色で点柄を入れてデザインしており，創作性がある。	②縦帯の中に「きれいな海で育った」という文字を記載した部分は，ありふれた表現である。③背景の柄（上下の青い色の点柄の入った横帯及び窓）のうち横帯は，色も含めて被告が原告に対して具体的に指示したものであるし，横帯及び窓はいずれもありふれた表現である。
１４	⑴　①右上楕円の赤いラベル（「あらびき」の文字入り），②筆文字（いわし団子），③「嘉平屋」の青い横帯 ⑵　柔らかな筆文字を使用して白いシールで紙の材質を活かし，清楚感を加えたものであり，①赤いラベルは赤丸の周りをかすれたデザインとして一般にあるデザインと異なるようにし，②「いわし」と「団子」を２行に分け，前者を大きめに表現し，「わ」に白いかすれを入れるなどし，③青い横帯を②と同じ横幅にしてブランドと商品デザインを一目で理解できるようにしており，創作性がある。	①右上楕円の赤いラベルにつき，「あらびき」の文字は一般的なタイプフェイスであり，赤円と文字の組合せはありふれた表現である。②筆文字は従来の書体に比して顕著な特徴がない。③「嘉平屋」の青い横帯は被告から原告に提供した従来品の包装のデザインに依拠したものであるし，横帯と文字の組合せはありふれた表現である。
１５	⑴　①ピザイラスト，②「とろける」のデザイン，③商品名デザイン（ミックスチーズ），④「ナチュラルチーズをブレンド！」「ピザ　チーズトースト　グラタン」「各種お料理にご使用ください。」，⑤英字入り黄土色の円形ラベル（Mixed Cheese），⑥背景（曲線を使用した窓の形，色の構成） ⑵　顧客の希望である赤色を基調とした重厚なデザインで上品さと高級感を加え，チーズを強調したピザのイラストとし，その背景にワンポイントで黒ベタ	①ピザイラストは実物を描いたものであり，ありふれたものである。②「とろける」，③商品名デザイン（ミックスチーズ）及び④「ナチュラルチーズをブレンド！」「ピザ　チーズトースト　グラタン」「各種お料理にご使用ください。」の書体

	を使用してこれを強調し，タイトルと掛け合わせたものであり，①ピザイラストはサラミ等の素材の選択やチーズがとろけるイメージに原告の個性が表れ，②「とろける」は文字につき色を変えて表現し，下に白いかすれ線を入れてとろけるチーズであることを強調し，③商品名を②と横幅を合わせて白色に黒色及び金色で縁取りして表現し，④「ナチュラル…」の部分を３段に分け，各段の色を変えて表現してアピールポイントを端的に理解できるようにし，⑤ラベルにつき丸い円形の外側にぎざぎざした輪郭を付けてスタンプ風とし，その中に文字を入れ，⑥背景は赤地部分と黒地部分とした側の窓の間に金色の曲線を挟んで窓の形に特徴を持たせた点で創作性がある。	は一般的なフォントである。⑤英字入り黄土色の円形ラベル（Mixed Cheese）につき略円形のラベル中に文字を記載する表現はありふれている。⑥背景につき，曲線を使用した窓等に独創性や美的特性は認められない。
１６の１	⑴　①風呂敷のデザイン，②レース柄のデザイン，③商品（もっちあげパン）の断面図，④商品名デザイン（もっちあげパン） ⑵　和風の上品さを当たることとし，美しさを追求した風呂敷のイラスト，きなこの味わいも色で表現した高級感あるレースの柄，活字で品名を表現したものであり，①風呂敷は上部中央に結び目，その左右にしわを描き，②レース柄はきなこをイメージさせる黄色い点を織り交ぜたもので，③断面図は断面の選択，クリーム及び餅の形状につき原告の個性が表れ，④商品名中「もっち」を左上から右下に流れるように，白地に黒とし，かつ白で縁取りしており，創作性がある。	独創性，美的鑑賞の対象となり得る美的特性は認められない。このデザインはその後原告により修正されており，被告はこのデザインを修正して使用していない。
１６の２	⑴　①筆文字部分（もっちあげパン）と黒い縦帯（ホイップクリーム），②商品（もっちあげパン）の断面図 ⑵　純和風で上品なデザインとし，原告が書いた筆文字を使用して商品の柔らかさときなこ味をメインカラーにした，味を読み取れるおいしそうなデザインしており，製品の汚さを流れるような模様でカバーし，のれんを思わせるような長方形の曲線化したベタを製品断面図に接続させ，右上の商品名から左下	（原告デザイン１６の１と同じ。）

	の断面図へ視線が流れるようにした。①筆文字は２行に分け，縦書きとし，「もっち」を大きく，文字を詰めて促音を右にずらし，「餅」と読めるようにし，その左側に丸みを帯びた黒帯で「ホイップクリーム」とデザインして，ホイップクリームが入っていることが一目で分かるようにしつつ筆文字部分のデザインと一体感が出るようにし，②断面図はその部分の選択等に原告の個性が発揮されており，創作性がある。	
１６の３	⑴　①風呂敷のデザイン，②レース柄のデザイン，③商品（もっちあげパン）の断面図，④背景のある花柄模様，⑤商品名デザイン（もっちあげパン） ⑵　和風の中にも洋風を加えた清楚なデザインとし，紫色の背景にある薄い色の花の文様が，右上から商品断面図へと流れており，風呂敷の結び目の左右のしわも全体を幕のような形で表現させており，まとまり感を出した。①風呂敷は上部中央に結び目，その左右にしわを描き，②レース柄及び③断面図には原告の個性が発揮されており，④花柄模様は右上から商品断面図へと流れるようにデザインされ，商品名から断面図への自然に視線が流れるようにした点に創作性があり，⑤商品名は原告デザイン１６の２の①と同様に創作性がある。	（原告デザイン１６の１と同じ。）
１７の１	⑴　①商品名ロゴ（コロコロボール），②牧場風景イラスト，③子供のイラスト ⑵　商品のかわいらしい形状をできる限り見せることとし，①商品名ロゴは牛乳の液体感及び商品名を表現するために全て曲線を使って動きがあるようにし，白色を基調に黄色を織り交ぜ，二重，三重に縁取りして立体感を出し，②背景はキャラクターの「カウィー」が引き立てられるような風景にするなどし，「５個入り」の文字が目立つように立て看板のようなイラストの中に配置し，ロゴは全て曲線を使った動きのある文字とし，③子供のイラストにつき製品を持たせておいしそうに食べているものとし，カウィー風のタッチとし，さらに，ふっくらと	①商品ロゴ（コロコロボール）につき，太く丸みを持たせた文字を立体的に見せるために二重，三重に縁取りする書体はありふれたものである。②牧場風景イラストは，被告が原告に提供した従来品の包装デザインに依拠して作成されたものであり，かつ，ありふれた表現である。③子供のイラストは，被告が原告に対して具体的に指示したもので

	した楕円で中身をたくさん見せる窓とした点で創作性がある。	あるし，他に数多く存在するイラストと類似するありふれたものである。
１７の２	⑴　①商品名ロゴ（コロコロボール），②牧場風景イラスト，③子供のイラスト ⑵　品名とキャラクターの「カウィー」を中心に練乳感を出したデザインとし，練乳風の色合いと牛乳をイメージする水色をベースとして中身の見える窓の形を網点の大きなグラデーションにし，上部の水色のベタに曲線を使用し，①商品名ロゴは牛乳の液体感及び商品名を表現するために全て曲線を使って動きがあるようにし，中間に③子供のイラストを配置し，右下のキャラクターへ視線が流れるようにし，同キャラクターが引き立つように②手書きの牧場イラストを小さめに配置した点に創作性がある。	独創性，美的鑑賞の対象となり得る美的特性は認められない。このデザインはその後原告により修正されており，被告はこのデザインを修正して使用していない。
１８	⑴　①左右の赤のグラデーション，②中央の帯の中に白色を入れることでクリームのミルク感を出したデザイン，③「イチゴシリーズ」のデザイン，④中央上部の水玉柄を入れた赤い帯，⑤商品名デザイン（ビッグいちご） ⑵　かわいい女性らしさを添えたデザインとなるようにし，赤色を多数使用することで商品が並んだ時にも赤いイチゴ畑のようになるように①左右を赤のグラデーションにして中央の帯の原告が選んだイチゴの写真を引き立てるようにし，②中央の帯の中に白色を出してイチゴクリームのミルク感を出し，③楕円のラベルマークは他にシリーズ化しても統一できるように金色をイメージした黄土色の楕円の外側を白色で縁取りし，原告が考えた文字を入れ，④赤字に白い水玉柄を入れ，中央下部にある一義の写真と対比させる形でいちご感を出し，⑤いちごをイメージさせる赤色を採用するなどしてシリーズ化しても使用し続けられる表現とした点に創作性がある。	①左右の赤のグラデーション，②中央の帯の中に白色を入れたデザインは，ありふれた表現である。③「イチゴシリーズ」部分は，一般的なフォントを用いたものであり，文字を円形の枠内に記載する表現はありふれている。④中央上部の白い水玉柄を入れた赤い帯はありふれた表現である。⑤商品名デザインは一般的なフォントを用いたものである。
１９	⑴　①だるまイラスト，②さくら地紋，③絵馬イラスト，④筆イラスト，⑤商品名デザイン（成績ぐんぐんあげちゃうパン），⑥絵馬の中の筆文字（頑張れ	①だるまイラストはだるまの実物を描いたものであり，かつ，ありふれた表現

	受験生） ⑵　力強く縁起のよい，ほほえましいデザインとなるように，だるまをかわいらしくデザインし，両目を入れた状態にし，全体を和風で統一し，下部に和風の紅白の幕のような地紋を配置し，中央は中身が見えるようにしており，上記①～⑥につき形態，配置や大きさ，筆致等に原告の個性が表れており，創作性がある。	である。②さくら地紋は被告の作成したものを参照して作成されたものであり，また，桜をちりばめることはありふれた表現である。③絵馬イラスト及び④筆イラストは，実物を描いたものであり，かつ，ありふれたものである。⑤商品名デザインは一般的なフォントを用いたものであり，文字を縁取ることはありふれた表現である。⑥絵馬の中の筆文字は，同種の筆文字に比して顕著な特徴がない。
２０の１	⑴　①レモン半分と水泡のイラスト，②レモン２つが並ぶイラスト，③商品（パイシュー）の断面図，④商品名ロゴ（パイシュー），⑤背景の柄（右上と左下の曲線使用の色ベタと白ベタ） ⑵　「すらっと」という酒のイメージに似せ，レモンが水の中に入っているイラストとする一方，差別化を図るために大きめにレモンのイラストを中央左に入れ，高級感のあるさわやかなオリジナルのデザインとしており，上記①～③につきその形状等に，④商品名ロゴにつき緑色を基調としつつ文字の周りを白で縁取りし，「パ」に特徴を持たせ，⑤背景の柄はレモンの曲線をイメージした点で原告の個性が発揮されており，創作性がある。	①レモン半分と水泡のイラスト及び②レモン２つが並んだイラストはありふれた表現である。③商品の断面図は表現としてありふれている。④商品名ロゴは同種の書体に比して顕著な特徴がない。⑤背景の柄につき包装の左下側に白色を配置することに独創性等は認められない。
２０の２	⑴　①レモン２つが並ぶイラスト，②商品（パイシュー）の断面図，③商品名ロゴ（パイシュー），④左右の黒の帯に銀色の水玉模様とレモンの断面マークのデザイン ⑵　レモンスカッシュの商品イメージを避けるために，銀色の水玉を用い，中央のラベル部分につき簡易レモン型を使用し，丸みを帯びたかわいいオリジナルの文字のロゴを入れ，レモンのイラストを商品	独創性，美的鑑賞の対象となり得る美的特性は認められない。このデザインはその後原告により修正されており，被告はこのデザインを修正して使用していない。

	名の上へ配置して品名とレモンを目立たせ，中央の商品が見える透明の窓をやや大きめにした点に創作性がある。	
２１	⑴　①商品名ロゴ（いちご＆ショートケーキ），②銀色の外側に描かれたイチゴ色とチョコレート色のグラデーション，③ピンク色のラベル（女峰いちごジャム使用），④背景柄（商品名の下の半円形の赤と茶色の曲線の帯，写真を２点使用して左右対称としたデザイン） ⑵　銀色に色のグラデーションを載せることでメタリック風の色に仕上がる効果を活かし，２つの味わいが一目で分かるようにし，また，一番おいしそうに見える写真を選んだ。①商品名ロゴは「いちご＆」と「チョコケーキ」を分け，それぞれ色を分け，商品名と色彩の調査を図り，「い」と「チ」を大きく表現した点，②いちご側にはいちご色，チョコレート側はチョコレート色を採用して左右対称の色合いを出した点，③ラベルはいちごジャムをイメージした点，④背景は半円形の枠をつくり，写真を左右対称に表示することで２つの味わいが一目で分かるデザインとした点で創作性がある。	①商品名ロゴは，一般的なフォントを用いたものである。②グラデーション及び③ピンク色のラベルは包装のデザインとしてありふれた表現である。④背景柄につき帯や左右対称のデザインはありふれた表現である。
２２	⑴　①ハイビスカスのイラスト，②上下にある青地に色で描かれた塩の結晶デザインと十文字の光の柄，③上下の水色の横帯に沿った白い点柄のグラデーション，④商品名ロゴ（塩スイスロール），⑤中央にある円形の宮古島の写真の入ったラベルと円形に沿った白い点の柄入りグラデーション ⑵　年代を問わずに愛される南国の塩スイスロールをデザインコンセプトに，宮古島の一番美しく見える写真を配置し，雪塩をイメージした白いグラデーション富数の点柄を中央の遠景の写真の周りに，塩の結晶をパターン化した模様を包装の上端及び下端にそれぞれ配置し，ハイビスカスをあしらって商品名に華やかさを加え，南国の情緒あふれる暖かな美しいデザインとした点に創作性がある。	独創性，美的鑑賞の対象となり得る美的特性は認められない。このデザインはその後原告により修正されており，被告はこのデザインを修正して使用していない。

（別表２（類否等に関する主張））

原告デザイン	被告デザイン	原告の主張	被告の主張
1	1	①えびのイラスト及び②筆文字部分（えび揚げせん）《複製権，同一性保持権》	えびのイラスト予備筆文字のいずれもが相違するし，「３種のえびを使った深い味わい。」の筆文字は被告デザイン１に存在しない。
2	2	①商品イラスト及び②商品名デザイン。なお，原告は「メロンアイスバー」として販売するために原告デザイン２を修正することは承諾していない。《複製権，同一性保持権》	被告デザインの商品イラスト及び商品名デザインは原告デザイン２のそれと同一である。《同一のデザインを用いることは原告が承諾しているから，複製権及び同一性保持権を侵害しない。》
3	3	①鮭イラスト，②同イラスト上の「特製鮭節ダレ使用」，③右側金色の縦帯，④納豆の楕円《複製権又は翻案権，同一性保持権》	少なくとも鮭のイラスト及び筆文字が相違する。
4	4	植物イラスト《複製権，同一性保持権》	植物イラスト及び商品名ロゴのいずれもが相違する。
5	5	①商品名デザイン（ビッグシュークリーム），②黒地に白色の「チチヤス牛乳入りクリーム使用」，③左右のピンク色の縦帯の曲線と中央上部の縦帯《複製権又は翻案権，同一性保持権》	被告デザイン５は原告デザイン５の創作的表現をそのまま使用している。《同一のデザインを用いることは原告が承諾しているから，複製権及び同一性保持権を侵害しない。》
6	6	①チーズとスパイスボトルのイラスト，②黒三角形上の商品名ロゴ（スパイシーチーズパン），③中央の立体化された黒い三角形，④左右のオレンジ色の縦帯と英字，⑤中央上部のオレンジ帯《複製権，同一性保持権》	少なくとも，黒三角形上の商品名のロゴ及び左右のオレンジ色の縦帯が相違する。
7	7	①商品名デザイン（カリントドーナツ練乳風味３本入），②右上と左下の白いグラデーションと紺色３本の飾り罫線《複製権，同一性保	被告デザイン７には，原告デザイン７の商品イラストが記載されていない。また，商品名デザインにつき，原告デザイン７は黒色の半

		持権》	円，被告デザイン７は全円である。
8	8	筆文字部分（石山味噌使用，越後味噌かりんとう）《複製権，同一性保持権》	被告デザイン８は原告デザイン８の創作的表現をそのまま使用している。《同一のデザインを用いることは原告が承諾しているから，複製権及び同一性保持権を侵害しない。》
9	9	①右下のサラミのイラスト，②キャラクターが乗っているサラミイラスト，③背景サラミパターン（散らばらせた円形のサラミ風マーク）《複製権，同一性保持権》	サラミのイラスト，キャラクターが乗っているサラミのイラスト，背景サラミイラストがいずれも相違する。
１０	１０	①商品名デザイン（３種のミックスチーズ），②黒帯部分に３色で「ホワイトチェダー・レッドチェダー・ゴーダチーズをブレンド」と書かれた部分，③下半分半円状の窓と枠に沿った英字，④英字の下のかすれた線（オレンジ色のクレヨンで描いたような線），⑤左上の英字とクレヨンの線（Natural Cheese）《複製権，同一性保持権》	少なくとも，黒帯及び半円のかすれた線が相違するほか，商品名デザインの縁取りにつき，原告デザイン１０はオレンジ色，被告デザイン１０は黄色である点も相違する。
１１	１１	①商品名デザイン（モッチャレラチーズ），②黒帯部分に３色で「とろ～りのびるグラタン・ピザ・トーストに！」と書かれた部分，③下半分半円状の窓と枠に沿った英字，④英字の下のかすれた線（青色のクレヨンで描いたような線），⑤左上の英字とクレヨンの線（Natural Cheese）《複製権，同一性保持権》	少なくとも黒帯及び半円のかすれた線が相違する。
１２	１２	①「サックリ食感」のデザイン，②商品イラスト，③筆文字（バトンオショコラ），④茶色い英字を入	少なくともエッフェル塔のイラスト，「サックリ食感＆フルーティー」の文字及び筆文字が相違す

		れた横帯《複製権，同一性保持権》	る。
１３	１３	①筆文字（かき），②「きれいな海で育った」のデザイン，③背景（上下の点柄の入った横帯，白い曲線を使って開けた窓）《複製権，同一性保持権》	「冷凍」の筆文字及び横帯が相違する上，横帯は青色でなく黄色である。
１４	１４	①筆文字（いわし団子），②「嘉平屋」の青い横帯《複製権，同一性保持権》	少なくとも右上楕円の赤いラベル及び「嘉平屋」の青い横帯が相違する（筆文字については被告デザイン１４の写真が不鮮明であり，判断できない。）。
１５	１５	①ピザイラスト，②「とろける」のデザイン，③商品名デザイン（ミックスチーズ），④「ナチュラルチーズをブレンド！」「ピザチーズトースト　グラタン」「各種お料理にご利用ください。」のデザイン，⑤英字入り黄土色の円形のラベル（Mixed Cheese），⑥背景（曲線を使用した窓の形，色の構成）《複製権，同一性保持権》	少なくとも背景が相違する。
１６の１	１６	①風呂敷のデザイン，②レース柄のデザイン，③商品の断面図，④商品名デザイン（もっちきなこあげパン）《複製権，同一性保持権》	このデザインはその後原告により修正されており，被告はこのデザインを修正して使用していない。
１６の２	１６	①筆文字（もっちきなこあげパン）と黒い縦帯（ホイップクリーム），②商品の断面図《複製権，同一性保持権》	このデザインはその後原告により修正されており，被告はこのデザインを修正して使用していない。
１６の３	１６	①風呂敷のデザイン，②レース柄のデザイン，③商品の断面図，④商品名デザイン（もっちきなこあげパン）《複製権，同一性保持権》	このデザインはその後原告により修正されており，被告はこのデザインを修正して使用していない。
１７の１	１７	①商品名ロゴ（コロコロボール），②牧場風景イラスト，③子供のイ	このデザインはその後原告により修正されており，被告はこのデザ

		ラスト《複製権，同一性保持権》	インを修正して使用していない。
１７の２	１７	①商品名ロゴ（コロコロボール），②子供のイラスト《複製権又は翻案権，同一性保持権》	このデザインはその後原告により修正されており，被告はこのデザインを修正して使用していない。
１８	１８	①左右を赤のグラデーションに下部分，②中央の帯の中に白色を入れることでクリームのミルク感を出したデザイン，③中央上部の白い水玉柄を入れた赤い帯，④商品名デザイン（ビッグいちご）《複製権，同一性保持権》	被告デザイン１８には，原告デザイン１８の「イチゴシリーズ」デザインが描かれていないし，左右の帯はグラデーションではなくレース模様である点で相違する。
１９	１９の１	①だるまイラスト，②さくら地紋，③絵馬イラスト，④筆のイラスト，⑤商品名デザイン，⑥絵馬の中の筆文字（頑張れ受験生）《複製権，同一性保持権》	被告デザイン１９の１及び２は原告デザイン１９の創作的表現をそのまま使用している。《同一のデザインを用いることは原告が承諾しているから，複製権及び同一性保持権を侵害しない。》
１９	１９の２	①だるまイラスト，②さくら地紋，③絵馬イラスト，④筆のイラスト，⑤絵馬の中の筆文字（頑張れ受験生）《複製権，同一性保持権》	
２０の１	２０	①レモン２つが並ぶイラスト，②商品名ロゴ（パイシュー），③背景の柄（右上と左下の曲線使用の色ベタと白ベタ）《複製権，同一性保持権》	被告デザイン２０には，原告デザイン２０の１のレモン半分と水泡のイラスト及び商品の断面図が描かれておらず，商品名のフォント（「パ」の文字）が異なる点で相違する。
２０の２	２０	①レモン２つが並ぶイラスト，②商品名ロゴ（パイシュー）《複製権又は翻案権，同一性保持権》	このデザインはその後原告により修正されており，被告はこのデザインを修正して使用していない。
２１	２１の１	①商品名ロゴ（いちご＆チョコケーキ），②ピンク色のラベル（女峰いちごジャム使用），③背景柄（商品名の下の半円形の赤と茶色の曲線の帯，写真を２点使用して左右対称としたデザイン）《複製権，同	被告デザイン２１は原告デザイン２１の創作的表現をそのまま使用している。原告デザイン２１の上部が銀色で，被告デザイン２１が透明である事実はない。《同一のデザインを用いることは原告が承諾

		一性保持権》	しているから，複製権及び同一性保持権を侵害しない。》
２１	２１の２	①商品名ロゴ（いちごとチョコケーキ），②ピンク色のラベル（あまおういちごジャム使用），③背景柄（商品名の下の半円形の赤と茶色の曲線の帯，写真を２点使用して左右対称としたデザイン）《複製権，同一性保持権》	
２２	２２の１	①上下にある青地に白で描かれた塩の結晶デザインと十文字の光の柄，②上下の水色の横帯に沿った白い点柄のグラデーション，③商品名ロゴ（塩スイスロール），④中央にある円形の宮古島の写真の入ったラベルと円形に沿った白い点の柄入りグラデーション《複製権又は翻案権，同一性保持権》	このデザインはその後原告により修正されており，被告はこのデザインを修正して使用していない。
２２	２２の２	①上下の水色の横帯に沿った白い点柄のグラデーション，②商品名ロゴ（スイスロール（雪塩）），③中央にある円形の宮古島の写真の入ったラベルと円形に沿った白い点の柄入りグラデーション《複製権又は翻案権，同一性保持権》	